

所 管 事 務 調 査 に つ い て

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和8年3月26日

宗像市議会議長 岡本 陽子 様

提出者	宗像市議会議員	上野 崇之
賛成者	宗像市議会議員	木村 武士
賛成者	宗像市議会議員	安部 芳英
賛成者	宗像市議会議員	井浦 潤也
賛成者	宗像市議会議員	神田 亜希子
賛成者	宗像市議会議員	花田 哲司

- 1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。
- 2 調査者 社会常任委員会委員 6人
- 3 調査項目 ひきこもり状態にある若者への支援について
- 4 調査期間 閉会中、令和8年第3回定例会まで
- 5 調査方法 社会常任委員会による調査